

イ(3)(i)を満たすものを除く。)の利用者に対して行われるものであること。

- 6 介護保健施設サ一ビス費を算定するための基準について
(5) 介護保健施設サ一ビス費は、施設基準第四十六号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。
ハ 施設基準第四十六号ハに規定する介護保健施設サ一ビス費
介護保健施設サ一ビスが、ユニツトに属する居室(介護老人保健施設基準第四十一号イ(3)(i))を満たすものに限る。) (「ユニツト型個室」)の入居者に対して行われるものであること。

ニ 施設基準第四十六号ニに規定する介護保健施設サ一ビス費
介護保健施設サ一ビスが、ユニツトに属する居室(介護老人保健施設基準第四十一号イ(3)(ii)) (指定居室サ一ビス基準改正省令附則第五号イ(3)(ii))を満たすものとし、同一適用する場合を含む。) (「ユニツト型個室」) (「ユニツト型個室」)の入居者に対して行われるものであること。

- 7 介護療養施設サ一ビス費を算定するための施設基準について
(9) 介護療養施設サ一ビス費、診療所型介護療養施設サ一ビス費又は認知症疾患型介護療養施設サ一ビス費のそれぞれ所定の員数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることと、次に掲げる基準を満たす必要があること。
① 療養型介護療養施設サ一ビス費、療養型経過型介護療養施設サ一ビス費、ユニツト療養型介護療養施設サ一ビス費又はユニツト型経過型介護療養施設サ一ビス費 (施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号ニからへまで) 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。
b ユニツト型の場合
(i) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(a) ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上とすること。
(ii) ユニツトに属さない病室を改修したものにについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていないこと。

- 6 介護保健施設サ一ビス費を算定するための基準について
(5) 介護保健施設サ一ビス費は、施設基準第四十六号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。
ハ 施設基準第四十六号ハに規定する介護保健施設サ一ビス費
介護保健施設サ一ビスが、ユニツトに属する居室(介護老人保健施設基準第四十一号イ(3)(i)) (指定居室サ一ビス基準改正省令附則第四号イ(3)(i))を満たすものとし、同一適用する場合を含む。) (「ユニツト型個室」) (「ユニツト型個室」)の入居者に対して行われるものであること。
ニ 施設基準第四十六号ニに規定する介護保健施設サ一ビス費
介護保健施設サ一ビスが、ユニツトに属する居室(介護老人保健施設基準第四十一号イ(3)(ii)) (指定居室サ一ビス基準改正省令附則第五号イ(3)(ii))を満たすものとし、同一適用する場合を含む。) (「ユニツト型個室」) (「ユニツト型個室」)の入居者に対して行われるものであること。

- 7 介護療養施設サ一ビス費を算定するための施設基準について
(9) 介護療養施設サ一ビス費、診療所型介護療養施設サ一ビス費又は認知症疾患型介護療養施設サ一ビス費のそれぞれ所定の員数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることと、次に掲げる基準を満たす必要があること。
① 療養型介護療養施設サ一ビス費、療養型経過型介護療養施設サ一ビス費、ユニツト療養型介護療養施設サ一ビス費又はユニツト型経過型介護療養施設サ一ビス費 (施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号ニからへまで) 療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。
b ユニツト型の場合
(i) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(a) ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上とすること。
(ii) ユニツトに属さない病室を改修したものにについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていないこと。

② 診療所型介護療養施設サービス費又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費(施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号及びびり)が、次の基準を満たすこと。

- b ユニット型の場合
- (c) (i) 一〇・六五平方メートル以上の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(a) ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上とする。
 - (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の間を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間を確保し、病室を隔てる壁についても差し支えないこと。

同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じている差支えないこと。

② 診療所型介護療養施設サービス費又はユニット型診療所型介護療養施設サービス費(施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号及びびり)が、次の基準を満たすこと。

- b ユニット型の場合
- (c) (i) 一〇・六五平方メートル以上の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(a) ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上とする。
 - (ii) ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の間を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間を確保し、病室を隔てる壁についても差し支えないこと。